災害時要援護者対策

~新潟県三条市~

新潟県三条市は、新潟県の中部に位置し、面積約 430km、人口約10万4千人、県内第4位の人口を擁する都 市である。

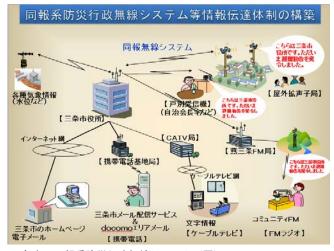
平成16年7月13日に発生した新潟・福島豪雨により、市内各地で浸水被害が発生し、死者9名を出したが、うち7名が高齢者であり、自宅で亡くなられた方も多かった。

市ではこの水害を教訓に、災害時の避難について検討を 進め、平成17年4月に「三条市水害マニュアル」を策定し た。

マニュアルでは、「自助」・「共助」・「公助」を担うそれぞれの主体別にマニュアルを作成し、それぞれの役割等を明確化している。また、災害時要援護者対策についても、それぞれの基本的役割を定めている。

情報伝達体制の整備

平成16年の水害では、避難情報の伝達が広報車での広報、自治会長を通じた情報伝達、戸別訪問に限定されたことから、市民に避難勧告の発令が十分に伝わらなかったという課題があった。このため、市はあらゆる方法で災害情報が伝わるよう、同報無線システムによる情報伝達体制を構築した。



三条市の同報系防災行政無線システム(図)





平成16年新潟・福島豪雨で被害を受けた 三条市の市街地

要援護者情報の収集と管理

市は豪雨災害の翌年から、災害時要援護者の対象について暫定基準を設けて、要援護者名簿を作成した。その後運用する中で名簿の人数が増えていったが、軽度の介護認定の方々が含まれていたため、共助による支援で対応するには要援護者の数が多すぎるなどの課題が生じた。このため、本当に支援が必要な方への優先的な支援が重要との観点から、基準の見直しによる対象者の絞り込みを実施した。

また、要援護者名簿への記載は、当初対象者に掲載の可否を確認する「同意方式」をとっていたが、不同意や未回答の方が多く、災害時に十分機能するかどうか問題があったことから、平成20年度より個人情報保護審議会の同意を得て、本人の意思確認の方法を、名簿掲載に同意しない方のみ申し出る「逆手上げ方式」とした。これにより、要援護者のうち、名簿登載に不同意の方の割合は約5%にまで低下した。

避難支援体制の構築

三条市では要援護者を「避難行動要支援者」と 「情報伝達要支援者」に分類して把握してい る。どちらも自力では避難行動を行うのが困難 な方が対象であるが、家族等の支援者がいる かどうかにより、両者を分類している。また、基 準に当てはまらなくても、自治会が必要と認め た場合は要援護者の対象とすることができる。

「避難行動要支援者」には自治会・自主防災組 織、消防団、介護サービス事業者、「情報伝達 要支援者」には民生委員、介護サービス事業 所がそれぞれ支援者となり、支援の時期、内容 もマニュアルで明確化している。

災害時要援護者(避難行動要支援者・情報伝達要支援者)の基準

災害時要援護者

避難行動要支援者

- ◎次のいずれかの要件を満たす者であって、 生活の基盤が自宅にあり、かつ単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯及び 高齢者・障がい者のみ世帯に属するもの
- ①要介護認定3~5を受けている者 ②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種 を所持する身体障がい者
- (心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く) ③療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ◎上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

情報伝達要支援者

- ◎次のいずれかの要件を満たす者であって、 生活の基盤が自宅にあり、かつ避難行動 要支援者に該当しないもの
- ①要介護認定3~5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持 する身体障がい者
- (心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く)
- ③療育手帳Aを所持する知的障がい者 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で
- 単身世帯の者 ⑤ 市の生活支援を受けている難病認定者
- ◎上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

避難行動に時間を要する者については、避難準備 情報発令を防災行政無線等により周知することに よって、早期の自主的な避難を促す。

災害時要援護者の基準(三条市災害対応マニュアルより)

平成16年豪雨と平成23年豪雨の三条市における被害の比較

平成23年7月新潟・福島豪雨における対応

本年7月29日、新潟県は再び激しい雨に見舞われた。総降 雨量は平成16年の豪雨災害の約2倍に達した。

しかし、これによる三条市の被害は、死者1名、全半壊409 ※ 自動車運転中に川へ転落した。 棟と最小限の被害にとどめることができた。

これは、平成16年の豪雨災害を教訓にした、ハード・ソフト 両面の整備が進んだことが功を奏したものとみられる。

今後の課題と取組

市では、全市民を対象に今回の豪雨災害における市の対 応等についてアンケート調査を実施している。また、避難支 援にあたった自治会、・自主防災組織、民生委員、介護 サービス事業者等にも個別のアンケートを実施し、災害対 応の検証を進めている。

調査の結果は、平成23年中に取りまとめられ、改善すべき 点があれば見直すこととしている。

(参考)

三条市ホームページ

http://www.city.sanjo.niigata.jp

三条市災害対応マニュアル(ホームページ)

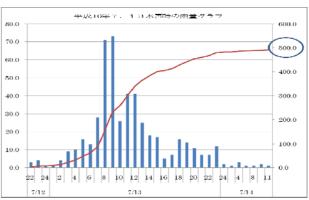
http://www.city.sanjo.niigata.jp/gyousei/page00019.html

三条市豪雨災害対応ガイドブック(ハザードマップ)

http://www.city.sanjo.niigata.jp/data/gyousei/ heavyrainfall_hazard_guidbook/

半壊 床上浸水 死者 全壊 床下浸水 平成16年 5,281 515 1,649 7月13日豪雨 平成23年 10 399 13 1,518 **1**× 7月29日豪雨

平成16年豪雨と平成23年豪雨の三条市における雨量の比較





内閣府政策統括官(防災担当) 内閣府防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/